

## 令和3年 第10回蔵王町農業委員会総会議事録

第10回蔵王町農業委員会総会は、令和3年10月25日蔵王町役場大会議室に招集された。

出席農業委員は次のとおりである。

1番	村上利雄	2番	山家一彦
3番	勅使瓦幸一	4番	佐藤ゆり
5番	佐藤良彦	6番	玉根可奈
7番	菅井啓二	8番	平間栄
9番	武田明夫		

出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

三沢敏朗	山家文一	村上智彦
大和憲男	會田照	平間昭男
鈴木好和	山家照雄	川村富士男
我妻義明	佐藤雄一	杉山由美子

欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

齋藤秀俊

事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村上伸浩
書記	齋藤真澄 山家知之

本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第3	第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて
日程第5	第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて（参与制限）
日程第6	第5号議案 非農地証明について

蔵王町農業委員会会議規則第7条第1項の規定により、委員の過半数が出席したので、会議が成立した旨を述べ、第10回蔵王町農業委員会総会の開会を宣言した。

(午後1時30分)

- 議長 長 これより会議を開きます。
- 議長 長 只今の出席農業委員は9名、推進委員は12名であります。  
7番菅井啓二農業委員は遅れるとの連絡がありました。また、齋藤秀俊推進委員からは欠席の報告がありました。  
定足数に達しておりますから、会議は成立いたしました。
- 議長 長 これより、令和3年第10回蔵王町農業委員会総会を開催いたします。  
本日の議事日程はお手元に印刷配付のとおりであります。日程に従い議事を進めます。
- 議長 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。  
蔵王町農業委員会会議規則第27条第3項の規定により、議長が2名を指名することにご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]
- 議長 長 異議なしと認めます。よって、1番村上利雄委員、2番山家一彦委員の2名を指名いたします。  
[菅井啓二農業委員 入場] 午後1時35分
- 議長 長 日程第2 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。
- 事務局 長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員により現地調査済です。
- 議長 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  
[4番委員により現況報告]
- 議長 長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。
- 議長 長 質問はございますか。
- 2番委員 番号25番についてお尋ねします。申請事由が農業後継者への贈与となっておりますが、関係性が分かればお知らせ願います。
- 事務局 長 はい、お答えいたします。譲渡人と譲受人の関係についてですが、譲受人から見て譲渡人は叔父さんになると聞いております。
- 議長 長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]
- 議長 長 質問がございませんので採決いたします。日程第2 第1号議案は原案

どおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって第1号議案は原案のとおり承認されました。

議長 日程第3 第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]

(説明後に) なお、今回の各申請は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま。農地区分は議案書のとおりとなります。また、判断基準等、詳細については、別紙調査書のとおりです。また、現況等については、4名の委員より現地調査済です。

議長 では、現地調査した委員は、結果を報告してください。

[6番委員により現況報告]

議長 説明と報告が終わりましたので質問を許します。

議長 質問はございますか。

3番委員 番号25番についてお尋ねします。譲受人の円田入里山の会はどのような団体が分かればお知らせ願います。

事務局 はい、お答えいたします。宮城県による「百万本植樹事業」を活用し、円田入地区の里山づくり活動等を行い、地域住民が憩いの場として交流を図ることを目的として設立された団体でございます。

3番委員 植栽地へは何を植栽するのか分かれば教えてください。

事務局 桜の木を植栽すると聞いております。

2番委員 番号27番についてお尋ねします。資金計画の内容を分かればお知らせ願います。

事務局 はい、お答えいたします。資金計画の内容についてですが、まず、用地取得費として1,200千円、造成費に11,185千円、住宅建設費用として47,525千円の合計で59,910千円となります。

議長 他に質問はございませんか。

[なしの声あり]

議長 質疑がございませんので採決いたします。日程第2 第2号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案どおり承認されました。

議長 日程第4 第3号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについてを議題といたします。

事務局長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) また、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議長 説明が終わりましたので質問を許します。  
議長 質問はございますか。  
[なしの声あり]

議長 質疑がございませんので採決いたします。日程第4 第3号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案どおり承認されました。  
議長 次の、日程第5 第4号議案は、議事参与の制限がござい。議長を務める私が退席となりますので、不在の間、職務代理者に議長をお願いいたします。  
[武田明夫会長 退席]

職務代理者 会長が退席している間、代わって議長を務めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。  
日程第5 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書を決定することについて(参与制限)を議題といたします。  
事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]  
(説明後に) なお、今回の各申請は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われま。詳細は、別紙調査書のとおりです。

職務代理者 説明が終わりましたので質問を許します。  
[なしの声あり]

職務代理者 質疑がございませんので採決いたします。日程第5 第4号議案は原案のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]

職務代理者 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案どおり承認されました。武田会長の入場を許可し、議長の任を会長に返します。  
[武田明夫会長 入場]

議長 日程第6 第5号議案 非農地証明についてを議題といたします。  
事務局に説明をさせます。

事務局長 [事務局長朗読により説明]

議 長 では、現地調査した委員は、調査結果を報告してください。  
[4番委員により現況報告]

議 長 説明と報告が終わりましたので、質問を許します。  
質問はございませんか。

2 番 委 員 すべてに関連することなのでお尋ねします。先程の現況調査の結果の際に説明がありましたが、指導事項は無、総合意見は可との報告でしたが私はこの案件については違反転用だと思います。以前から借りていた企業が農地法を知らずに農地を借りていたと思われませんがその辺の経緯が分かっているのであれば事務局より詳細な説明を願う。

事 務 局 はい、お答えいたします。今回の申請に至った経緯でございますが、元々この農地と賃貸借契約を締結していたある企業が事業を撤退して、その後何年か後に別の企業とこの農地の所有者と賃貸借契約を更新するにあたって、申請代理人がこの土地が農地であったということに気づいて、この農地の所有者等については3筆とも相続などで以前の土地の賃貸者契約した内容も分からず、更には農地転用申請が必要で申請をしたことが確認できなくなってしまったということでもあります。また、以前に賃貸借契約していた企業について、その昭和51年当時頃に農地転用申請したものがどうか本店に確認いたしました。本店からの回答があつて、その当時の書類を確認することが出来ずに今回の申請となりました。現在の土地状況では、もう既に現状回復することは困難な状況でもありますので、今回、非農地証明願いにより非農地証明書で以て、地目変更の登記手続きをする  
と聞いておりますので、ご理解をお願いします。

3 番 委 員 関連で質問します。今回、非農地証明を受けようとする3筆の土地は、  
現在も田として固定資産税が課税されているのか？

議 長 先程の3番委員の質問内容について課税状況がどのようになっている  
か事務局で確認するために暫時休憩をいたします。  
[暫時休憩] 午後2時10分～午後2時20分

議 長 審議を再開いたします。事務局から報告願います。

事 務 局 町民税務課固定資産税係から確認いたしました。課税の状況につきましては宅地課税となっているようでございます。平成16年度以前の課税については現在の課税システム以前のものなので確認は出来ないとのこと  
です。一筆毎の評価額については個人情報につき情報は得られませんでした  
が、参考までの情報として宮地区の平均宅地評価額になります。1㎡  
当り8,000円から10,000円位の評価額になっているということでござ  
いました。

議 長 他に質問はございませんか。

- 5 番 委 員 非農地証明願いの取り扱いについては、今後も慎重に対応願いたいと思  
います。何故かと申し上げますと非農地になってしまうと我々農業委員会  
では管理できない土地となってしまいますのでよろしくお願ひしたいと  
いう要望でございます。
- 議 長 他に質問はございませんか。  
[なしの声あり]
- 議 長 質疑がございませんので採決いたします。日程第6 第5号議案は原案  
のとおり承認することに決してご異議ございませんか。  
[異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案どおり承認されました。  
議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なご審議  
に感謝申し上げます。

(午後2時30分)

本日の議事録は書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため  
ここに署名する。

令和3年10月25日

議長

武田 明夫

1番

村上 利雄

2番

山家 一彦